

## 株式会社旅日記 行動計画

従業員が仕事と生活を両立させることができ、従業員全員が働きやすい環境をつくることによって、全ての従業員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1、 計画期間 令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

2、 内容

|     |                                                           |
|-----|-----------------------------------------------------------|
| 目標① | 育児・介護休業法に基づく育児・介護休業、産前産後休業、時間外労働の制限等諸制度について、従業員に制度の周知を図る。 |
|-----|-----------------------------------------------------------|

### 【対策】

1. 令和7年度（2025年度）：調査・準備期間

- 4月～6月：厚生労働省のガイドライン・関連法令を調査し、社内制度を整理する。
- 7月～9月：社内規程の確認・改定を検討し、必要に応じて労働組合や従業員代表と協議する。
- 10月～12月：従業員向けの周知方法（社内ポータル、パンフレット、研修など）を検討・決定。
- 1月～3月：周知活動を開始し、試験的な説明会や研修を実施。

2. 令和8年度～令和12年度（2026年度～2030年度）：実施・定着期間

- 毎年1回：新入社員および管理職向けに制度説明会を実施。
- 随時：社内ポータルやメール、掲示物を活用して情報を更新・発信。
- 毎年1回：従業員向けにアンケートや面談を実施し、制度の認知度・理解度を確 認し、改善に活かす。

|     |                                       |
|-----|---------------------------------------|
| 目標② | 育児休業期間中の従業員に仕事関係の情報を提供し、円滑な職場復帰を支援する。 |
|-----|---------------------------------------|

### 【対策】

1. 令和7年度（2025年度）：準備・制度設計

- 4月～6月：育児休業者向けの情報提供方法（メール、社内ポータル、オンライン面談など）を検討。
- 7月～9月：情報提供の頻度（例：休業開始時・3か月ごと・復帰1か月前など）を決定。
- 10月～12月：試験的に情報提供を実施し、従業員の反応を確認。
- 1月～3月：フィードバックをもとに、制度の改善を行う。

2. 令和 8 年度～令和 12 年度（2026 年度～2030 年度）：運用・定着
- 育児休業開始時に、社内の最新情報・業務動向をまとめた資料を送付。
  - 3 か月ごとにメールまたはオンライン面談を実施し、職場の最新情報やキャリア支援について共有。
  - 復帰 1 か月前に個別面談を実施し、復帰後の働き方について調整。
  - 毎年、情報提供の内容・方法について改善点を検討。